

香川県条例第35号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第11条 略</p> <p>(罰則) 第15条～第17条 略</p> <p>第18条 法第5条の11の規定により知事に代わってその権限を行う者は、同条の規定により知事に代わって行う権限の範囲内において、前3条の規定</p>	<p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>(罰則) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項又は第3項（第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者 (2) 第5条第1項（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) 第9条第1項又は第2項（第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p> <p>第18条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、同条の規定により知事に代わって行う権限の範囲内において、前3条の規定</p>

の適用については、知事とみなす。

別表第2（第11条関係）

1・2 略

3 都市公園を占有する場合

都市公園	占有物件	単位	金額
栗林公園	法第7条第1項第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第1項第2号に掲げるもの 略		
	法第7条第1項第5号に掲げるもの 法第7条第1項第6号に掲げるもの 略	略	
	法第7条第1項第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第1項第2号に掲げるもの 略		
その他の 都市公園	法第7条第1項第5号に掲げるもの 法第7条第1項第6号に掲げるもの 略	略	
	法第7条第1項第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第2号に掲げるもの 略		
	法第7条第5号に掲げるもの 法第7条第6号に掲げるもの 略	略	

注 略

4・5 略

の適用については、知事とみなす。

別表第2（第11条関係）

1・2 略

3 都市公園を占有する場合

都市公園	占有物件	単位	金額
栗林公園	法第7条第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第2号に掲げるもの 略		
	法第7条第5号に掲げるもの 法第7条第6号に掲げるもの 略	略	
	法第7条第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第2号に掲げるもの 略		
その他の 都市公園	法第7条第5号に掲げるもの 法第7条第6号に掲げるもの 略	略	
	法第7条第1号に掲げるもの 略		
	法第7条第2号に掲げるもの 略		
	法第7条第5号に掲げるもの 法第7条第6号に掲げるもの 略	略	

注 略

4・5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。